

はあとメール 第4号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎ 075-761-2109
住田正則

みなさんこんにちは、はあとメール代表の住田正則（行政書士・社会保険労務士）です。

11月30日（日）、京都市左京区の岡崎公園内にある「みやこめっせ」にて、『第2回ボランティア・市民活動フェスタ』が開催されました。私たち「はあとメール」も、フェスタ会場内にささやかなブースをお借りしまして、無料相談会を行わせていただきました。

いつも会場としているひとまち交流館とは、また雰囲気も一味異なり、和やかでありながら、同時にいつも以上に真摯な気持ちでご相談をお受けすることができたのではないかと思います。

フェスタの会場には、他にもさまざまなNPO法人やボランティア・市民団体の方々がおられ、そうした方々との交流や、活動についての情報交換ができたことも収穫のひとつでした。

ひと言でいって、楽しかったです。関係者のみなさま、会場に足をお運びくださったみなさま、どうもありがとうございました！



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～
「はあとメール」の“のぞみ”（展望）
－ゆっくりと、しかし着実に。－

「はあとメール」は、まだまだスタッフの数も少なく、実績も浅い任意団体ですが、でも来年からはその活動の幅をひろげていきたいという“のぞみ”（展望）を持っています。

それは簡単に言うと、現在行っている「日々のお困りごと無料相談会」の開催場所を、ひとまち交流館以外にも広く求めていく、ということです。それによって、より多くの市民のみなさんと出会い、声をお聞きし、ひいては「はあとメール」の“こころ”（趣旨）である「市民と法律家（専門家）の、文通による双方向の交流」の実現にも近づいていけるのではないかと考えています。

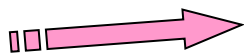
このためには、今以上に関係機関・関連団体との連携にも積極的に取り組むつもりです。

どうか2009年（平成21年）も、私たち「はあとメール」をよろしく願い申し上げます。

無料相談会 開催中

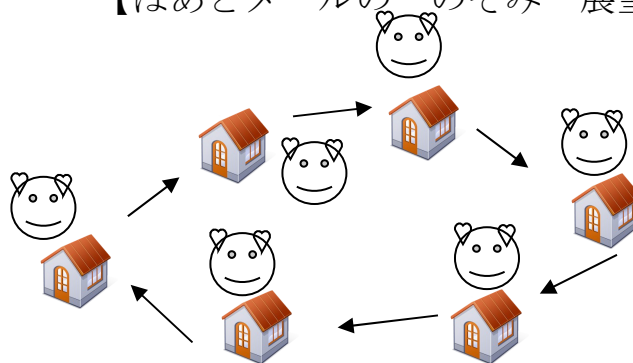
- 第1回相談会 9月15日（祝） ひと・まち交流館にて
- 第2回相談会 10月19日（日） ひと・まち交流館にて
- 第3回相談会 11月30日（日） みやこめっせにて
- ☆第4回相談会 12月21日（日）午後1時から午後5時
ひと・まち交流館 3階ミーティングルームにて
- ☆第5回相談会 1月12日（日）午後1時から午後5時
ひと・まち交流館 3階ミーティングルームにて

【はあとメールの現在】



ひとまち交流館
無料相談会（月1回）

【はあとメールの“のぞみ”展望】



各地を回っての出張相談会
各種関係機関・関連団体との連携

「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、ご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」とお呼びします）へ向けに郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けにご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費（ただし、2008（平成20）年12月分までは無料）

2008年中は、お試し期間です！ 会費は必要なく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。2009年の年明け以降に、改めて「はあと会員」のお知らせをお送りいたしますので、もしもお気に召しましたら、そのときには会費をよろしく願います。

月500円 会期：毎年1月～12月 ※原則として年一括払い（6000円）

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、セミナーへの優先ご招待、業務をお引き受け、等

あなたのご参加を、心よりお待ちしております



（住田 正則）

みなさんはじめまして。今回より記事を書かせていただくことになりました
はあとメールの 橋本将詞（社会保険労務士）です。

はあとメールは「市民と法律家（専門家）の、文通による双方向
の交流」を目的としたものです。私からは法律以外の話で少し箸休
めをしていただこうと京都の旬な野菜のお話をさせていただきます
。どうぞ私の話・・・そして野菜を通じて季節を感じていただ
ければ幸いです。題して、「京の菜時記」。

京の菜時記

さて、今年も残りわずか。少し気は早いですが、京都中央市場にはすでにお正月用
の野菜が並びだしています。「京くわい」や「金時人参」、「堀川ごぼう」「海老芋」「聖護
院大根」など、京都の冬野菜は色とりどりです。そんな中、今回は京都のお正月に欠か
すことができない「頭芋（カシライモ）」をご紹介します。



お正月といえば、お雑煮。京都のお雑煮
は白味噌に丸餅、そしてお椀の中で一際自
己主張する物体、それが頭芋です。頭芋は、
京都のお雑煮に欠かすことができないも
ので、お正月前の今の時期しか店頭には並
びません。6月に種芋を植え、夏は畝の間に
水を張り、手間隙かけて作られた芋は、10
月下旬から11月上旬にかけて掘り起こさ
れます。そして12月の出荷時期まで土の中
に埋められて、根を腐らせ、芽を伸ばし、一
つ一つ丁寧に掃除して選別し出荷され、種
芋から約半年かけて店頭へ。

芽が出ているところから縁起がいいとされ、また「頭」という名前から一家の大黒柱
には一番大きなものを盛り付けるともいわれています。そういう縁起物という云われ
がある一方で、もち米が高価なものであったとされるその昔、餅の代わりに食感が似
ている頭芋を代用した・・・という話もあります。

ただ、あまりに大きい頭芋を椀一杯に盛り付けられるとそれだけでお腹が一杯にな
ってしまい、肝心のおせち料理が食べられないとの噂も・・・。
頭芋を作られている生産者の方は、「雑煮に入れるよりも小芋と同じように油揚げと大
根で炊いて食べるほうが美味しい」と話されます。実は、私もそう思います。

京都には店頭をにぎわす四季折々の野菜が並びます。頭芋は年末・正月を
感じさせる京都の野菜です。皆さんもぜひ、味わってみてください。

はじめませんか、老いじたく①

—成年後見制度の活用—

成年後見（せいねんこうけん）。「なあに、それ？」という方も多いかも知れません。それもそのはず、この成年後見制度は、2000年（平成12年）にはじまった、まだまだ新しい制度なのです。簡単に言うと、認知症などの精神疾患により判断力がにぶった方の財産や権利をまもるために、裁判所によって選ばれた後見人が、その方に代わってさまざまな手続きごとをしてあげるといふものといふものです。

たとえば、預貯金の引き出し・管理、各種お支払い、病院への通・入院手続き、ご本人がなした契約ごとについての取り消し、などです。これらの手続きごとは、判断力がにぶった方にはなかなか難しいことが多く、しかもご本人が尊厳あるくらしを続けていくためには必須のものばかりです。



成年後見制度は、どのようなことがご本人の身に起きてても、それぞれの人がその人らしく生きていくためにある助け合いの制度なのです。

でも、裁判所が後見人を選ぶとなると、なにかものものしくて、腰が引けそうになったりもしますが、大丈夫です。後見人のおよそ8割は親族の方から選ばれていますし、そうなるように希望を出すこともできます。もちろん、弁護士や司法書士などの法律の専門家や、会社などの法人が後見人になることもできますし、そのように希望をだすこともできます。複数の後見人を選んでもらうこともできます。



成年後見制度には、法定後見（認知症などのために、すでに判断力がにぶっている方のために申し立てる）と任意後見（将来もしものために、あらかじめご本人の意思で後見人候補者と契約を結んでおく）がありますが、老いじたくのためにおすすめしたいのは、後者の任意後見です（※ただし任意後見人には本人がなした契約ごとに対する取消権はありません）。誰しも、自分が老いて、そのうえ判断力がにぶった姿なんて、あまり想像したくはないものですが、しかしその一方で、老いや衰えは、誰の身にも必ずふりかかってくるものです。そうであるなら、生命保険と同じような感覚で、「転ばぬ先の杖」としての任意後見の契約について、いちどご検討されてみてはいかがでしょうか？

限りある大切な人生のページを、最後まで自分らしくめくっていくためにも・・・。



消費者契約法Q&A

取消しうる場合とは？

～その3：断定的判断の提供型と監禁型～
（消費者契約法4条1項2号、3項）

Question

実は、私、ある資格を取得して、仕事をしたいと思いました。そして、そのために予備校に通った方が良いかな、と思って、説明を聞きに行きました。そうしたら、「当校に通えば合格間違いナシ！」と勧誘されたので、申し込んで通うことにしました。

でも、結果は、不合格でした。

私の不勉強もあるかもしれないのですが、合格するかどうかという将来の不確実なことを断定的に、「合格間違いナシ！」なんて言って、すっかりその気にさせてひどいじゃないですか。契約を取消して、授業料を取り返せないですか？



Answer

結論から申し上げますと、この場合は、取り消せません。

あなたは、事業者が、合格するかどうかという将来の不確実なことを断定的に言っていたので、消費者契約法4条1項2号（断定的判断の提供型）に当たるのではないかと思われたのでしょね。

4条1項2号は、①事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、②物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき、③断定的判断を提供することにより、④消費者が当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認し、⑤それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、その意思表示を取消することができる」と定めています。

本件では、合格できるかどうかは将来不確実な事項だから②に当たるのではないかが問題となります。

②は、将来における変動が不確実な事項の例示として、「将来におけるその価額」、「将来において当該消費者が受け取るべき金額」の2つを掲げており、その例示から、「その他の将来における変動が不確実な事項」とは、消費者の財産上の利得に影響するものであって将来を見通すことが困難であるものをいいます。即ち、本規定は、消費者が将来において財産上の利得を得るか否かを見通すことが、契約の性質上困難である事項について事業者が断定的判

断を提供した場合を取消しの対象として、そのような不適切な勧誘行為から消費者を保護しています。

従って、断定的判断の対象（②）は、財産的価値を有する事柄（目的物の価格、消費者の受け取る金額など）に限られます。例えば、株の取引で事業者が、「今、この株を買えば1週間後には必ず値上がりしますよ。」と説明したり、「100万円出資すれば1月後には20万円の利益が出るのは確実だ。」と勧誘したりするケースです。

資格試験に合格することは、財産的価値を有する事柄ではないので、②に該当せず、取消しは認められません。

~~~~~  
「はあとメール第2号」から消費者契約法で認められた取消しうる場合を紹介してきて、残りは、あと1類型（監禁型）になりました。

今回の相談者の場合は、「はあとメール第3号」のQ&Aで採り上げた事例と同様、事業者の情報提供に問題がある場合でしたが、残る監禁型（4条3項2号）は、「はあとメール第2号」の事例と同様、事業者が消費者を困惑させる状況がある場合です。

4条3項2号は、①事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、②当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと

により、③当該消費者が困惑し、④その困惑によって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができると定めています。

例えば、展示場で品物を見ていたら、店員に取り囲まれて、帰ろうとしても契約をするまで帰らせてくれなかったという場合です。

~~~~~

これまでに紹介してきたように、事業者の情報提供に問題があったり、事業者の不適切な行為により消費者が困惑して契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときは、消費者の自由な意思に基づいていないと考えられるので、取消しが認められています。だから、そのような場合には、契約してしまったから、と諦めないで、取消しの意思表示をすることを考えてみるのが良いでしょう。

＜消費者契約法において取消することができる場合のまとめ＞

- (1) 事業者の情報提供に問題がある場合
 - (i) 不実告知型→「はあとメール3号」
 - (ii) 断定的判断の提供型→「はあとメール4号」
 - (iii) 不利益事実の不告知型→「はあとメール3号」
- (2) 事業者が消費者を困惑させる状況がある場合
 - (i) 不退去型→「はあとメール2号」
 - (ii) 監禁型→「はあとメール4号」

（高山 良子）

年賀状の言葉の豆知識

年賀状をおくりますか。

年賀状を送って自分の現状をお知らせする、一年初めのご挨拶ですね。ご挨拶ですが、ここで、どんな言葉を使えばよいか、迷ってしまわれる方もおられると思います。

さて、一番、使われる言葉はやはり「謹賀新年」ですね。この言葉は、新しい年をつつしんで、謹んでとは、うやうやしい態度をとるという意味ですから、目上の人に対しても使える言葉です。「恭賀新年」という言葉もまた同じ意味を持ち、同じように使えます。

また、頌、これは、向かっても初音をたたえ祝つてという意味ですが、めでたい言葉です。しかし、目上の人に対しては使わない方が良くとされています。

頌
春 近

あけましておめでとうございます はどうでしょうか。やはり、これもくだけている表現なので、目上の人に使うのはやめておくべきでしょう。

ところで、年賀状が一番大切なのはやはり、送る人の真心ではないでしょうか。年一番最初の贈り物ですね。

謹賀新年

（終わり）